

児童扶養手当の現況届について

＊対象の方には案内を送付しています。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と、自立促進支援のために支給される手当です。

対象

ひとり親家庭や父または母に一定の障害の状態にある家庭であって、児童を監護する者、または養育者（対象となる児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または、20歳未満で一定の障害のある者）

受給要件

所得制限があります。

＊現在認定を受けている方（支給停止中含む）は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

＊現況届を提出されないと受給資格がなくなる場合があります。

ひとり親世帯臨時特別給付金

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

□支給額…**基本給付** 1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円 **追加給付** 1世帯5万円

□受給手続

＜支給対象者（1）に該当する方＞

- ・基本給付は申請不要です。
- ・追加給付を申請する方は、定例の現況確認時（8月）にあわせて、収入が減少している旨の申請を行っていただきます。

＜支給対象者（2）（3）に該当する方＞

- ・基本給付、追加給付ともに申請が必要です。（窓口申請期間 令和3年2月26日まで）

＊申請書、収入見込額の申立書、収入額の確認できる書類が必要となります。該当すると思われる場合は、事前に福祉課までお問い合わせください。

基本給付 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

支給対象者 ＊児童扶養手当法に定める「養育者」も対象

（1）令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方

（2）公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

＊既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

（3）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

支給対象者 上記（1）（2）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

特別児童扶養手当等の現況届について

＊対象の方には後日案内を送付します。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当は、精神または身体に障がいのある児童の養育者や、障がいのある方ご本人に支給される手当です。（在宅で常時介護を必要とする程度などの支給要件があります。）

対象

障がいのある児童（20歳未満）を監護する者、または養育者

受給要件

所得制限があります。現在認定を受けている方（支給停止中含む）は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。現況届を提出されないと受給資格がなくなる場合があります。